平成２２年（フ）第５号
青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井345番地１
債務者　山崎　大介
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
神奈川県横須賀市二葉２丁目19番Ｋ―101号
債務者　西村　良児
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３６７号
神奈川県横須賀市野比２丁目２番17号　メゾンカワイ第７―101
債務者　野根　　優
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１４号
神奈川県横須賀市ハイランド５丁目15番13号
債務者　永井　佐奈
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６号
神奈川県横須賀市佐野町１丁目３番地　平伍荘２Ｆ
債務者　磯　　健一
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５６号
名古屋市港区小碓２丁目352番地　鬼頭コーポ202号
債務者　多島志真夫
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７号
名古屋市港区小碓２丁目352番地　鬼頭コーポ202号
債務者　多島　寿恵
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０６号
山口市小郡上郷1681番地26　田中利幸方、住民票上の住所山口市大内御堀36番地１
債務者　中村　祥子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
山口市秋穂東1822番地２
債務者　赤瀬　敏幸
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
山口県防府市華浦１丁目14番16号
債務者　光武　笙子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
山口市湯田温泉１丁目５番４号　エンジェルハウスＢ201
債務者　棟久　光枝
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
山口県防府市大字西浦3425番地の１
債務者　前田　澄枝
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
山口県防府市南松崎町８番16号
債務者　濱崎　愛子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
山口市大内矢田６番地４　シャーメゾン快201
債務者　井関　真里
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
長崎県島原市有明町大三東戊853番地９
債務者　中村　幸子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
栃木県佐野市金屋仲町2436番地
債務者　西村　　哲
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５号
北海道深川市西町15番16号
債務者　村上ルミ子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部